

5 広告マットデザイン

(1) 特記事項

ア 広告の内容については「長野県庁舎広告マット設置事業者募集要領」、「長野県庁舎広告マット設置要綱」及び「長野県庁舎広告マット設置要領」に従うこと。

イ 広告掲載可能領域はイメージ図案のとおりとする。

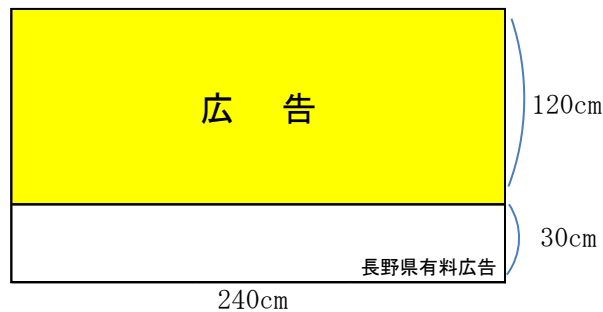
ウ マットの下部（イの領域以外）に以下の事項を記載すること。

(ア) 「長野県有料広告」

(イ) 別途発注者が指定する文言、ロゴ等

(2) イメージ図案

マット



6 マットの維持管理

- (1) マットは一か所につき、2枚以上作製すること。
- (2) マットは毎月2回以上交換・洗浄すること。
- (3) マットの裏面に滑り止めを施す等、設置者の責任において安全管理を行うこと。
- (4) その他については、「長野県庁舎広告マット設置事業者募集要領」に従うこと。

7 その他

- (1) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず広告マットの設置場所を変更する必要があるときは、協議の上変更可能とすること。
- (2) この仕様書に明記されていない事項については、県と協議の上決定すること。